

審 査 基 準

令和5年9月28日

法 令 名	個人情報保護に関する法律
根 拠 条 文	第101条
処 分 の 概 要	保有個人情報の利用停止請求に対する利用停止決定等
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会、鳥取県警察本部長
法 令 の 定 め	個人情報保護に関する法律第100条（保有個人情報の利用停止義務）
審 査 基 準	別紙のとおり
標 準 処 理 期 間	30日
申 請 先	警察本部警務部広報県民課又は警察署の担当窓口
問 い 合 わ せ 先	警察本部警務部広報県民課 (電話 0857-23-0110)
備 考	

別紙

鳥取県公安委員会及び鳥取県警察における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

本審査基準は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき鳥取県公安委員会及び鳥取県警察本部長が行う保有個人情報の開示決定等に際して、準拠すべき法の解釈等を具体的に示したものである。

法に基づく開示等の判断に当たっては、本審査基準により行うこととするが、その運用に当たっては、本審査基準を画一的に適用することなく、個々の請求ごとに保有個人情報の内容等に即して、かつ、法の規定の趣旨に沿って、個々具体的に判断する。

第1 保有個人情報の利用停止に関する基本事項

1 利用停止の基本的考え方

法の利用停止請求権は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で定められているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、③偽りその他不正の手段により取得されているとき又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、又は提供されているときのいずれかに該当すると思料するときに限られる。

なお、法第98条第1項の趣旨としては、行政機関等が組織的な意思決定に基づいて適法に取得し、保有し又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

2 「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（法第98条第1項第1号）

次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

(1) 「第六十一条第二項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。

なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、法第98条第1項第1号により利用停止請求の対象となる。

(2) 「第六十三条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している場合をいう。

(3) 「第六十四条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により個人情報を取得している場合であり、例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

(4) 「第六十九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用して

いる場合をいう。

3 「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求(法第98条第1項第2号)

「第六十九条第一項及び第二項又は第七十一条第一項の規定に違反して提供されているとき」、すなわち、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

4 利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときの取扱い(法第98条第1項ただし書)

保有個人情報の利用停止について、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによることとしたものである。当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、利用停止について他の法令の規定により特別の手続が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとしている(法第75条第1項及び第74条第1項第10号)。

第2 保有個人情報の利用停止についての基準(法第100条)

1 「利用停止請求に理由があると認めるとき」

「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると行政機関の長等が認めるときである(第1の2及び3参照)。その判断は、当該行政機関等の所掌事務又は業務、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

2 「当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

(1) 「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

(2) 「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、その全ての利用が違反していれば全ての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

3 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂

行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。